

新潟市水道局工事点検実施要領

(目的)

第1条 この点検実施要領は、新潟市水道局請負工事検査要綱（以下「検査要綱」という。）第6条第6項の規定に基づき、請負工事における点検に必要な技術的事項を定め、点検の適切な実施を図ることにより、施工体制の確保に努めることを目的とする。

(対象工事)

第2条 この要領の対象工事は、新潟市水道局総務部経理課契約係において契約手続きを行ったもので技術管理室長が必要と認めた工事とする。

(資格者証)

第3条 検査要綱第3条第2号に規定する工事点検職員（以下「点検員」という。）には、別記様式で定める身分を示す証票（以下「資格者証」という。）を交付する。

2 点検員は、その職務を執行する際には、前項の規定により交付された資格者証を携帯し、関係人から請求があった場合は、資格者証を提示しなければならない。

(点検の方法)

第4条 点検は別表に掲げる項目について、現地で確認するものとする。

2 点検員は、当該工事について監督員又は受注者に対して指導・助言を行うことができるものとする。

(点検の実施及び手続き)

第5条 第2条に規定する工事点検の実施については、工事担当課長から提出された資料をもとに隨時、点検するものとする。

2 点検の手続きは、検査要綱第9条第4項に基づき行うものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は技術管理室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式

工事点検職員資格者証	
写真	氏名
	生年月日
上記の者は、工事点検職員であることを証明する。	
有効期間 年 月 日から 新潟市水道事業管理者 年 月 日まで	

別表

工事点検項目一覧

点 檢 項 目		点 檢 内 容	備 考
配 置 技 術 者	現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人が現場に常駐しているか確認する。 ・常駐している現場代理人が届出た者と同一か確認する。 	
	主任技術者または監理技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者が現場に専任しているか確認する。 ・専任している技術者が届出た者と同一か確認する。 	請負金額 (注1)
	緊急連絡網の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され現場の見やすい場所に掲示してあるか確認する。 	
施 工 体 制 一 般	労災保険成立票の掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・「労災保険関係成立票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示しているか確認する。 	
	建設業許可票の掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・「建設業許可票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示し、技術者の氏名等が正しく記載してあるか確認する。 	
	施工体系図の掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・「施工体系図」を現場の工事関係者および公衆の見やすい場所に掲示してあるか確認する。 	
	施工体制台帳	<ul style="list-style-type: none"> ・「施工体制台帳」を現場に備え付けてあるか確認する。 	
施 工 状 況	指定建設機械	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音や低振動等の指定建設機械を使用しているか確認する。 	施工条件 総括表で 指定
	安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導員配置や工事看板、迂回路看板等、安全施設が適切に配置されているか確認する。 	

(注1) 建設業法によるものとする。